

沖縄県公安委員会告示第47号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和8年10月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定による沖縄県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務（令和3年沖縄県公安委員会告示第38号）は、令和8年9月30日限り廃止する。

令和8年3月24日

沖縄県公安委員会

路線	区間
1 国道58号	沖縄県の全域
2 国道329号	全域
3 国道330号	全域
4 国道331号	全域
5 国道507号	全域
6 県道沖縄嘉手納線	全域
7 県道沖縄環状線	全域
8 県道那覇糸満線	全域
9 県道具志川前原線	全域
10 県道130号線	全域
11 県道石川池原線	全域
12 県道48号線	全域